

入札説明書

地震体験装置の購入に係る一般競争入札の公告（平成29年5月31日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

(1) 青森県が取得する物品（以下「購入物品」という。）

ア 名称及び数量 地震体験装置 一式

イ 規格等 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限

平成30年2月28日

(3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9099（担当 川崎）

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県危機管理局消防保安課消防・予防グループ

TEL 017-734-9087（担当 沢口）

FAX 017-734-8017

5 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 平成29年7月11日 14時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 平成26年6月27日青森県告示第527号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成27年1月30日青森県告示第58号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成28年2月10日青森県告示第88号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成2

9年2月10日青森県告示第86号の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））2部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部

イ 納入実績証明書（別紙様式2） 2部

（ア） 購入物品と同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ） 購入物品の写真又はカタログ等

ウ メーカー及び工場に関する調書（別紙様式3） 2部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式4） 2部

（ア） 購入物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ） 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。
- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は2日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は5日を超えて調達に日数が必要な部品についての

全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ 製作仕様書 2部

(ア) 購入物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

(イ) 購入物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

(ウ) メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ 工程表 2部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成29年6月20日午後5時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、上記(1)において記載したとおり、申請書の内容について説明並びに必要なに応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならないこととしているが、この説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9099（担当 川崎）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断された8の(1)オ及びカの製作仕様書及び工程表に基づく入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の

商号又は名称及び代表者職氏名)を記名及び押印しなければならない。

11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式6)を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名(入札に係る物品の名称及び数量)、入開札期日及び入札者の氏名(法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名)を表記し、表封筒には「平成29年7月11日入開札、件名(入札に係る物品の名称及び数量)入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成29年7月10日午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札
- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為

によって行われたと認められる入札

- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|--|--------------------|
| 1 入札件名 | 地震体験装置の購入に係る一般競争入札 |
| 2 入開札日時 | 平成29年7月11日 14時30分 |
| 3 提出書類の名称及び提出部数 | |
| (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し | 2部 |
| (2) 納入実績証明書 | 2部 |
| (3) メーカー及び工場に関する調書 | 2部 |
| (4) サービス・メンテナンス体制証明書 | 2部 |
| (5) 製作仕様書 | 2部 |
| (6) 工程表 | 2部 |

(別紙様式2)

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成29年5月31日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 地震体験装置の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成29年7月11日 14時30分
- 3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

- 4 添付書類
契約書（写）その他

(別紙様式3)

メーカー及び工場に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成29年5月31日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

- 1 入札件名 地震体験装置の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成29年7月11日 14時30分
- 3 メーカー及び工場の状況

メーカー	商号又は名称	
	所在地又は住所	
	代表者氏名	
	電話番号	
	担当者氏名	
	総従業員数	
	昨年度総売上額	
最寄りの営業所等	名 称	
	所在地又は住所	
	担当者氏名	
	電話番号	
工場	名 称	
	所在地又は住所	
	責任者氏名	
	電話番号	
過去5年間の実績	延べ製作台数	(当該物品及び同等物品)

(別紙様式4)

サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成29年5月31日付け公告）に係る当該調達物品の
アフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 地震体験装置の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成29年7月11日 14時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

(注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあつては2日を、一般部品にあつては5日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。

2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

(別紙様式 5)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
委任代理人

印
印

入 札 書

¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 地震体験装置の購入に係る一般競争入札

(内 訳)

番号	入 札 品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
	地震体験装置	仕様書のとおり	一式		○○○
	合 計				○○○

備考 落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職 氏 名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 地震体験装置の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成29年7月11日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎東棟1階 会計管理課入札室

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- (1) 名 称 地震体験装置
- (2) 形式・規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 1式
- (4) 金 額 ￥.

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥.)

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 平成30年 2月28日
- (2) 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前4項の規定は、代品の納入について準用する。
(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額
の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考(契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。)

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

最終仕様書確認



地震体験装置仕様書

平成29年度

青森県

地震体験装置仕様書

第1 総 則

本仕様書は、青森県（以下「県」という。）が平成29年度に購入する地震体験装置（以下「体験装置」という。）の仕様について必要な事項を定めるものである。

1 目 的

体験装置は、青森県防災教育センター（青森県消防学校に併設。以下「防災教育センター」という。）に設置し、地震体験により、青森県民の防災力の向上に資することを目的とする。

2 概 要

体験装置は、契約後に製作するものとし、防災教育センターの来館者が震度7までの揺れをリアルにかつ安全に体験できる装置とする。

3 適合法令等

防災教育センターへの体験施設の設置にあたっては、本仕様書の定めるところのほか、消防法、建築基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び電気事業法等の関係法令を遵守し、それらに適合したものであること。

4 提出書類

(1) 受注者は、本仕様書に基づき設計された、次の書類を各2部提出し、県の承認を得てから製作に着手すること。

- ア 体験装置製作工程表
- イ 体験装置製作仕様書及び製作組立図
- ウ 体験装置取付品及び装備付属品一覧表
- エ 体験装置配置図
- オ 体験装置電気配線図
- カ 体験装置組立図
- キ 体験装置制御システム図
- ク 体験装置付属品、装備品一覧表
- ケ その他県が指示するもの

(2) 受注者は、納入にあたって次の書類を県に各2部提出すること。

- ア 体験装置完成図
- イ 体験装置取扱い説明書
- ウ 体験装置の「振動に関する振幅及び加速度計による地震波形及び合成加速度計測値」の検査成績表

5 納期及び納入場所

平成30年2月28日（水）

青森市大字新城字天田内183-3 青森県防災教育センター（青森県消防学校に併設）

6 検 査

(1) 中間検査

- ア 中間検査の実施については、県と受注者による協議のうえで決定する。
- イ 中間検査を実施する場合は、本仕様書のほか、受注者が県に提出した仕様書及び製作図

書に基づいて行う。

ウ 中間検査を実施する場合の日程は、県と協議のうえ決定し、検査実施日の2週間前に検査依頼書を受注者が県に提出すること。

エ 中間検査を実施する場合は、県の職員のほか、受注者の技術担当者及び営業担当者が立会うこと。

(2) 完成検査

ア 完成検査は、防災教育センターへの設置後に本仕様書のほか、4(3)ウに規定する「振動に関する振幅及び加速度計による地震波形及び合成加速度計測値」の検査成績表、受注者が県に提出した仕様書、製作図書及び中間検査時の指導項目に基づき、目視、作動試験等により行う。

イ 完成検査には、県の職員のほか、受注者の技術担当者及び営業担当者が立会うこと。

7 保証

(1) 体験装置の保証期間は、引渡し後1年間とする。ただし、保証期間が経過した後でも、設計又は製作不良、材質不良に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とする。

8 その他

(1) 本仕様書の記載事項について変更しようとするときは、理由書及び図面を付して県の承認を得ること。

(2) 契約にあたっては、本仕様書の内容を十分に確認したうえで契約するものとし、契約後における一切の疑義は、すべて県の解釈に従うものとする。

(3) 体験装置の製作にあたっては、県と連絡を密にし、十分に協議しながら実施するものとし、疑義が生じた場合は、直ちに県に連絡してその指示又は説明を受けるものとする。なお、当該指示又は説明は、本仕様書の追補として取り扱うものとする。

(4) 受注者は、納入時に専門技術員を派遣し、体験装置の操作、点検整備、使用方法等について十分な説明を行い、県の職員に対して安全な運用のための教育訓練を実施すること。

第2 諸元及び仕様

1 体験装置

(1) 体験装置は、青森県消防学校正面入口及び防災教育センター入口から搬入して、防災教育センター内に設置すること。(各入口のサイズは下記のとおり。)

ア 消防学校正面入口サイズ：高さ210cm、幅191cm

イ 防災教育センター入口サイズ：高さ220cm、幅160cm

(2) 体験装置は、防災教育センターに設置後であっても、必要に応じて移設工事が可能な構造であること。

(3) 前2項のほか、体験装置の諸元及び仕様は、「(別紙1) 地震体験装置諸元・仕様内容」によるものとする。ただし、(別紙1)に記載する諸元及び仕様は、必要最低限のものであり、これら以上の性能・機能が付加されていることは妨げないものであること。

第3 撤去工事

1 既存設備の撤去工事

(1) 受注者は、防災教育センターに設置してある次の既存設備を関係法令に基づき適正に解体し、撤去及び処分すること。(撤去物の詳細は、「(別紙2) 既存施設撤去物一覧」のとおり。)

ア 地震体験台(家屋型)

イ 地震体験台操作盤

ウ スタンド型震度表示板

エ 木製展示パネル

オ 床台座(木製)

2 補修工事

撤去により生じた穴、傷等は周囲と同一の仕上げに補修すること。

地震体験装置諸元・仕様内容

1. 地震体験装置（以下「装置」）の設置方式		特記事項
(1)	床へのボルト固定のほかは、床工事を伴わない「床置き型」とすること。なお、床への固定は、既存の床面水平を確認のうえ、ボルトにより、最大地震動で可動しても安全性が確保できるよう強固に固定すること。	・床下のコンクリートの厚さは12cm
(2)	装置と床との間に高低差が生じる場合は、装置への乗降のための階段を設置すること。	
2. 装置の構成設備		特記事項
(1)	地震体験台（体験者が乗る装置の床）の四方は、安全柵で囲むこと。	・木製テーブル及び椅子を設置する位置については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
(2)	装置の外周には、装置の正面、装置の後方及び装置の側面（通路側）の3か所に来館者が装置に接近しないよう外周柵を設置すること。	
(3)	地震体験台への入口付近に装置の操作卓を設置すること。	
(4)	地震の効果音を流すための音響設備一式を設置すること。	
(5)	地震体験台から見える位置に地震動の大きさ（震度）をリアルタイムで示す震度表示器（7セグメント以上）を設置すること。	
(6)	電気制御盤は、バックヤードに設置すること。	
(7)	地震体験台には、大人4人掛け用の木製テーブル1脚及び椅子4脚を設置すること。	
3. 構成設備の構造等		特記事項
(1)	地震体験台	・タイルカーベットの色は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
①	地震体験台は、体験できる最大地震動に耐える堅牢な構造とすること。	
②	地震体験台の床サイズは、3,500mm×2,500mmとすること。	
③	地震体験台の床は、体験者が滑らないよう、合板下地の上をタイルカーペット貼りとすること。	
(2)	安全柵及び外周柵	特記事項
①	地震体験台の四方を囲む安全柵は、アルミ又はステンレスのフレーム（外枠）に地震体験台内が見えるよう透明なアクリル板をはめ込んだ構造、又は外枠と同様の材質の縦柵を体験者の身体が安全柵外にはみ出さない間隔で組み込んだ構造とし、大人が寄りかかっても壊れないかつ倒れない堅牢なものであること。 なお、縦柵をはめ込んだ構造の場合は、地震体験台の床から、滑って足がはみ出さないようなすべり止めを、安全柵最下部の外周に設けること。	・木製柵の設置場所は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
②	地震体験台の外周3か所（正面、後方及び通路側側面）の外周柵は、アルミ又はステンレスのフレームに地震体験台内が見えるよう透明なアクリル板をはめ込んだ構造とし、大人が寄りかかっても壊れないかつ倒れない堅牢なものであること。なお、正面の安全柵には、体験者出入口用の扉を一か所設置すること。	
③	地震体験台の四方を囲む安全柵及び地震体験台の外周3か所の外周柵の最上部は、手すりとして角のない構造とすること。	
④	上記の安全柵と外周柵の高さは、90cmとすること。	

	⑤	安全柵の一か所に、消防学校が所有する木製柵（高106cm、幅64cm、厚29cm）を、最大地震動においても倒れないよう固定して設置すること。	
(3)	操作卓及び音響設備		特記事項
	①	操作卓は、操作員が起立したまま操作できるものであること。	・音響設備の設置位置については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
	②	操作卓のスイッチの方式は、ボタン式又はタッチパネル式であること。	
	③	音響は、地震動の開始と同期して、ガラスの割れる音、家具の倒れる音、食器が落ちて割れる音など、地震の際に発生する効果音を再現すること。また、その他に、別途、緊急地震速報の警報音2種類（TV放送用と携帯電話用）を再現できるものであること。	
	④	音響設備のスピーカーは2台以上とし、操作卓で音のボリューム調節ができるものであること。	
4. 震動装置の性能			特記事項
(1)	震動装置は、電動サーボモーター方式とし、AC200Vにより駆動するものとする。		
(2)	震動は、プログラミングにより、水平2方向（前後、左右）及び上下1方向の計3方向にクランク・カム機構により可動するものとし、地震動の振幅は、水平振幅が前後・左右ともに±100mm以上（合計200mm以上）、上下振幅幅±20mm以上（合計40mm）とする。		
(3)	地震動のSi値（kine）は、110mm以上とする。		
(4)	地震動の合成加速度（Gal）は、1,700Gal以上とする。		
(5)	計測震度相当値は、6.5以上とする。		
(6)	震動装置の定員は、大人4名、許容荷重は280kg以上とする。		
5. 体験できる震度			特記事項
(1)	体験できる震度は、震度4、震度5強、震度6強、震度7の4種類とする。		・8パターンの揺れ方のプログラミング内容については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
(2)	上記(1)の震度については、各震度ごとに横揺れ、縦揺れの組み合わせによる2パターン、合計8パターンの揺れ方をプログラミングにより再現できるものとする。		
(3)	上記(1)の各震度ごとに揺れの長さ（時間）は、1秒間から90秒間以上までの長さに任意で設定できるものとする。		
(4)	体験できる震度については、上記(1)から(3)に記述した震度、揺れパターンのほかに、指定した震度以外や過去の地震の再現など、他の揺れパターンが付加されていることは妨げないものとする。		
6. 安全対策			特記事項
(1)	操作卓には、地震動を停止させるための非常停止スイッチを設けること。		
(2)	地震体験台への乗り込みの入口扉が閉じていることを確認するためのセンサー設置すること。 （※扉が閉じていない場合は、震動しない構造）		
(3)	地震体験台の防災教育センター壁側の安全柵（地震体験台入口から向かって右側の安全柵）には、安全柵上部から体験者の手、足、頭など、身体がはみ出した際に、体験者が壁に衝突しないよう、安全を確保するためのセンサー及びセンサーが感知した際に地震動が自動停止する機能を設けること。		
(4)	地震体験台のメンテナンスのため、前後、左右ともに±100mm以上（合計200mm以上）、手動モードで可動することができること。		

No	撤去物名	サイズ	数量
①	地震体験台（家屋型）※階段 2 段を含む	高さ266cm、横幅270cm、縦幅221cm	一式
②	地震体験台操作版	高さ85cm、横幅42.5cm、縦幅22cm	1台
③	スタンド型震度表示板（金属製）	高さ150cm	1台
④	木製展示パネル（一部金属）	高さ286.5cm、横幅90cm、厚さ6.1cm	2枚
⑤	床台座（木製）	高さ266cm、横幅270cm、縦幅221cm	1台



① 地震体験台（家屋型）



② 地震体験台操作盤



③ スタンド型震度表示板



④ 木製展示パネル



⑤ 床台座（木製）
※台座上の展示物は含まない